

四国学院大学

平成 27 年度 大学機関別認証評価
評価報告書

平成 28 年 3 月

公益財団法人 日本高等教育評価機構

四国学院大学

I 認証評価結果

【判定】

評価の結果、四国学院大学は、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準に適合していると認定する。

II 総評

「基準1. 使命・目的等」について

大学は「四国基督教学園」を前身として、キリスト教主義を建学の根幹に、地域社会と国際社会で有為な人材の育成に努め、文化、社会の向上に寄与している。学則第1条に、「旧新約聖書に示されたキリストの教えの基礎の上に立ち、学校教育法に規定するところに従い、人としての教養を身につけ、学問の真理を探究し、神と人ともに奉仕する人材の育成を目的とする」と明示している。学則1条第2項にのっとり三つの方針（ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシー）を学則附則に定めており、学部学科の教育研究上の目的及び人材養成の目的を具体的に明記している。3学部3学科、3研究科3専攻から成る教育研究組織を設置し、その使命・目的の実現を図っている。大学の使命・目的及び教育目的は、中長期計画「D&D=知のポストモダン共同体」及び三つの方針に反映されており、教職員と学生はもとより学外にも周知されている。

「基準2. 学修と教授」について

大学及び大学院の入学受入れの方針は、明確に策定され周知されており、その方針に沿って多様な入学試験が行われている。教職員が一丸となって学生募集活動を行っているものの、収容定員充足率が低い学科があるため、今後の活動に期待したい。教育課程編成方針に沿った教育課程が編成され、独自の教育方針のもとで教育が実施されている。教員と職員の協力体制のもとでピア・リーダーの学生を十分に活用しながら充実した学修支援を行っている。単位認定、進級及び卒業・修了認定等は、その基準に基づいて厳正に行われている。

多様なキャリア教育科目が開設されており、手厚い学生支援が行われている。授業評価アンケートの結果を教員にフィードバックし、各教員が見解や改善策を大学に報告している。学生生活の支援として、大学独自の各種学内奨学金制度が設けられている。教育環境の整備に努め、年齢のバランスがとれていない学部があるものの、設置基準に基づき教員配置が行われており、教育目的が達成されている。

「基準3. 経営・管理と財務」について

「学校法人四国学院寄附行為」等に基づいて、最高意思決定機関としての理事会及び諮問機関としての評議員会が、それぞれ機能を果たしており、適切に法人経営が行われている。学内理事懇談会・学内理事協議会で恒常的意思決定の最重要事項が審議決定され、大学行政最高責任者である学長が意思決定及び管理運営を行っており、学長がリーダーシップを発揮できる補佐体制と会議体が確立されている。法人部門の学内理事懇談会と教学部

門の部長会とが相互に連携して有効に機能しており、全学教学連絡会が定期的開催され、そこにおいて教員の意見をくみ上げる仕組みになっている。事務組織と職制、事務分掌、権限等については「四国学院組織規程」に明記され、それに基づいて適切に運営されている。

中長期計画「D&D=知のポストモダン共同体」を策定し、適切な財務運営を行っている。会計処理及び会計監査は、適切かつ厳正に行われている。

「基準 4. 自己点検・評価」について

大学の使命・目的に即して大学が定める「自己点検・評価委員会に関する規程」に基づき、学長主導のもとでエビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価が自主的・自律的に実施されている。自己点検・評価に関わる案件については、定期的開催される各種会議や委員会等において迅速に検証と対応が行われている。

自己点検・評価の結果については、大学運営の改善及び向上につながるような組織が構築されており、各種会議を通じて教職員に周知され、共有化が図られている。

総じて、大学が掲げる建学の精神と使命・目的及び教育目的に基づいて教育研究に創意工夫を凝らし意欲的に取り組んでいる。学修と教授においては、教員組織及び教育環境の整備に努めている。経営・管理と財務においては、経営・管理の適切な運営が行われている。自己点検・評価においては、定期的に組織をあげて実施されており、教育研究の改善及び向上に向けての努力を続けている。

なお、使命・目的に基づく大学独自の取組みとして設定されている、「基準 A.社会連携」「基準 B.国際交流」については、各基準の概評を確認されたい。

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価結果】

基準 1 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

1-1 使命・目的及び教育目的の明確性

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

【評価結果】

基準項目 1-1 を満たしている。

【理由】

学則第 1 条に「旧新約聖書に示されたキリストの教えの基礎の上に立ち、学校教育法に規定するところから従い、人としての教養を身につけ、学問の真理を探究し、神と人ともに奉仕する人材の育成を目的とする」と使命・目的を定めているとともに、「四国学院&ユニバーシティ・モットー」及び「四国学院建学憲章『わたしたちのミッション』『わたしたち

の基本理念』を明確かつ簡潔に示している。

学位授与の方針、教育課程の内容・方法の方針、入学者受入れの方針を明確に定めており、教育目的の体現化を図っている。

1-2 使命・目的及び教育目的の適切性

1-2-① 個性・特色の明示

1-2-② 法令への適合

1-2-③ 変化への対応

【評価結果】

基準項目 1-2 を満たしている。

【理由】

キリスト教精神を基盤として、奉仕の精神を体得し、豊かな教養を身に付けた人材を育成するという使命・目的を具現化する上で、リベラル・アーツ教育を教育理念の中心に置いている。加えて、「キリスト教」「社会福祉」「国際交流」「ドラマ・エデュケーション」「メジャー制度」を連結させるカリキュラム編成を行っている。また、学部学科の使命・目的及び教育研究上の目的は、学校教育法や設置基準等の法令に基づいたものとなっている。

創立 60 周年を機に「四国学院建学憲章」を改正し、大学独自のメジャー制度構想により、学部学科の再編を行うなど、大学の個性・特色を明確に示しており、社会情勢の変化への対応を図っている。

1-3 使命・目的及び教育目的の有効性

1-3-① 役員、教職員の理解と支持

1-3-② 学内外への周知

1-3-③ 中長期的な計画及び3つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

【評価結果】

基準項目 1-3 を満たしている。

【理由】

使命・目的及び教育目的は、学則及び「四国学院建学憲章」に定められている。学則は大学協議会への諮問を経て、理事会の承認を得ている。「建学憲章」は理事会にて決定後、部長会への報告を通じて教職員に周知され、理解と支持を得ている。また、大学案内及びホームページ上で学内外に公開されている。

平成 24(2012)年に中長期計画の原案「D&D=知のポストモダン共同体」を教職員に提示し、意見を求めた後に理事会で最終決定された。使命・目的及び教育目的は中長期計画及び三つの方針に反映されており、その計画に沿って教学及び法人運営が遂行されている。

3学部3学科、3研究科3専攻を設置し、それに対応する科目群を編成している。「総合教育研究センター」を核として教養教育の充実を図るなど、教育研究組織は大学の使命・目的及び教育目的と整合性を有している。

基準2. 学修と教授

【評価結果】

基準2を概ね満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

2-1 学生の受入れ

- 2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知
- 2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価結果】

基準項目2-1を満たしている。

【理由】

大学、大学院ともに入学者受入れの方針（アドミッションポリシー）を設定し、ホームページ・募集要項等に明示され、各種説明会や進路相談会で周知している。

入学試験問題は、入試本部会のもとで「入試問題作成委員会」を組織し作成している。推薦入試において、面接基準及び面接時の注意事項、アドミッションポリシーを踏まえて面接を行うことを面接担当教員に周知している。

平成21(2009)年に法人間にて協力協定を締結した学校法人瀬戸内学院香川西高校への支援と連携が入学志願者増につながっており、今後もその関係は強化される方針である。

入学者確保に向けての検討が行われており、明確な施策方針「香川西高等学校との連携強化」「中四国で唯一の『演劇コース』を通して機能分化」「奨学金制度の充実」「かがわコミュニティ・デザイン推進事業による県内からの入学者増」を打出し推進している。

【改善を要する点】

○文学部人文学科の収容定員充足率が著しく低いため、充足率の向上について改善を要する。

【参考意見】

○社会福祉学部社会福祉学科の収容定員充足率の向上について、より一層の努力が望まれる。

2-2 教育課程及び教授方法

- 2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化
- 2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

【評価結果】

基準項目 2-2 を満たしている。

【理由】

教育目的を踏まえて教育課程編成方針（カリキュラムポリシー）を設定し、明示している。授業科目及び授業内容を、カリキュラムポリシーに即して体系的に編成し、学科ごとの教育実施方針と、目標とする人材育成像が具体的に明示されており、ホームページや大学案内などで広く周知されている。大学院課程においても、カリキュラムポリシーを定め、各専攻の人材育成像を明確にし、研究指導を行っている。

平成 22(2010)年度より、リベラル・アーツに基づいたメジャー制度を導入している。

学生による授業評価に対して、担当教員による回答を回答集とし公開している。また、ピア・レビューにより専任教員は必ず授業を公開している。

履修登録単位数の上限が設定されているが、GPA(Grade Point Average)制度導入により、学期ごとの GPA の成績優秀者については、教学担当副学長の許可のもと、履修登録単位数の上限を外すことができる。

科目ナンバリングが全学的に導入され、教育課程の体系化が図られている。

2-3 学修及び授業の支援

2-3-① 教員と職員の協働並びに TA(Teaching Assistant) 等の活用による学修支援及び授業支援の充実

【評価結果】

基準項目 2-3 を満たしている。

【理由】

「総合教育研究センター」内にラーニング・プラザを設置し、ラーニング・アシスタントが常駐し、学生の履修及び学修を支援している。また、アドバイザー制度が採用され、少人数教育が徹底されている。アドバイザー・ミーティングを開催し、課題を抱えた学生の状況を共有し、関係機関との連携ができる体制を整えている。

障がいのある学生に対する講義保障として、ノートテイク・サービス制度、アテンダント・サービス制度及び手話通訳者の派遣を実施している。

在学生によるピア・リーダー制度が採用されている。ピア・リーダーは TA とともに学生による学修支援と位置付けられ、学長より認定されている。

学生への授業アンケートを実施しており、評価結果に対する教員の回答を学内専用ポータルサイト「Active Academy」において公開し、学生が自由に閲覧できるようにしている。

2-4 単位認定、卒業・修了認定等

2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

【評価結果】

基準項目 2-4 を満たしている。

【理由】

単位認定については、60 単位を超えない範囲で、他大学で修得した単位を認めている。学部における成績評価、単位認定、卒業認定の基準が設置基準に基づいて設定され、学則や履修規程に明記されているほか、履修要覧等にも明示され、学生へ適切に周知されている。ディプロマポリシーは、アドミッションポリシーとカリキュラムポリシーに関連を持たせ、それぞれの学部学科において明確に定義されている。

2-5 キャリアガイダンス

2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

【評価結果】

基準項目 2-5 を満たしている。

【理由】

教育課程内において、1 年次から 4 年次まで、多様なキャリア教育科目が系統的に開設されている。特徴的なものとして、演劇教育「ドラマ・エデュケーション」が導入されている。

教育課程外において、就職ガイダンスの定期実施、個別面談の充実、保護者との連携による「学びと成長支援講座」などの支援体制が整備されている。中でも、平成 23(2011)年度より導入されている「キャリア拡充コース」へは、毎年多数の学生が参加し、諸資格の取得を目指している。

学生支援センターでは、就職活動に関する個別面談を 3 人のスタッフで実施している。就職未内定者に対して、相談件数を増やす、ハローワークなどの学外資源を活用するなどの支援を行っている。

2-6 教育目的の達成状況の評価とフィードバック

2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

【評価結果】

基準項目 2-6 を満たしている。

【理由】

学生の学修状況、資格取得状況、就職状況の調査、学生の意識調査などの資料をもとに、教育目的の達成状況を点検・評価している。そして、メジャー制度の教育目標の達成状況を点検・評価する目的で、毎年卒業生及び新入学生を対象にしたインタビュー調査を実施している。

学生の成績については、当該学期の GPA 及び通算 GPA を活用することで、個々の学生の学修状況が明確に把握され、アドバイザーらによる次学期の履修指導に有効に活用されている。平成 19(2007)年度よりマークシート方式の授業アンケートが実施されている。アンケート結果は各教員に配付され、見解や改善策の報告を義務付けている。この報告は、回答集として「Active Academy」において公開され、フィードバックされている。

2-7 学生サービス

2-7-① 学生生活の安定のための支援

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

【評価結果】

基準項目 2-7 を満たしている。

【理由】

学生支援センターは、学生生活での諸問題への支援、課外活動等への支援、経済的な支援、障がいのある学生への支援を行っている。特に、13 種類の学内奨学金制度を設けて学生生活を安定させるための支援を行っている。また、学生食堂には意見箱の設置など学生の要望をくみ上げ、反映する体制を整えている。

課外活動を支援するため、「四国学院大学ステューデント会議」が設置され、SC(Students Conference)アドバイザーと呼ばれる専任教員が関与している。

平成 20(2008)年度より、「キャンパス・ソーシャルワーク・サービス」が開始され、キャンパス・ソーシャルワーカー(CSW)を基軸として学内外カウンセラー・保健師などが学生の諸問題の解決と課題克服に連携して取り組んでいる。

2-8 教員の配置・職能開発等

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取り組み

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

【評価結果】

基準項目 2-8 を満たしている。

【理由】

設置基準に定める必要専任教員数と教授数を満たしている。教員採用については公募制を採用しており、履歴書・教育研究業績書を参考に面談し、建学の精神の理解についても確認を行っている。昇任においては、全教員が「Active Academy」において閲覧できる諸規則に基づいて実施されている。

FD については、FD・SD(Staff Development)部会、FD 研究会、FD・SD 特別部会、FD 特別研究会などの多様な機会において実施されている。毎年度末に教員を対象にして

教育研究に関する評価を実施している。

教養教育については、「SG ファースト部会」において初年次に開講される科目の大半を占める教養教育の編成と統括運営を行っている。

【参考意見】

○全体に占める専任教員の年齢について、文学部においては 51～60 歳、社会福祉学部においては 41～50 歳及び 51～60 歳の割合が高いため、年齢構成に配慮した人事計画が望まれる。

2-9 教育環境の整備

- 2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理
- 2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

【評価結果】

基準項目 2-9 を満たしている。

【理由】

キャンパスには、緑豊かで広大な芝生広場をはじめ、学部・研究科の講義室、図書室、体育施設等が整備され、学生の学修・教育環境の利便性に配慮している。また、校内全域に点字プレートや音声誘導システムを設置するなど、障がいのある学生の積極的な受入れに連動するバリアフリーの対応にも配慮している。加えて、耐震診断については耐震基準に満たない 6 棟を対象に実施し、中長期の改修工事計画に盛り込まれている。

授業については、区分（演習、外国語科目、コンピュータ実習他）ごとにクラスサイズを明確化し、少人数でのクラス編制を実施している。特に社会福祉士の演習科目や保育士指定科目のピアノ実技では、履修者に応じてクラスを増やすなど、教育効果を上げるためのクラス編制を行っている。

基準 3. 経営・管理と財務

【評価結果】

基準 3 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

3-1 経営の規律と誠実性

- 3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明
- 3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力
- 3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守
- 3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮
- 3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

【評価結果】

基準項目 3-1 を満たしている。

【理由】

法人経営の使命を果たすべき行為の規律と誠実性の維持は、「四国学院建学憲章」「学校法人四国学院寄附行為」においてその目的として表明されており、「学校法人四国学院就業規則」により明示し、表明されている。

寄附行為及び寄附行為施行細則の定めにより、理事会、評議員会が設置され、定期的開催しながら、学則に定められた使命・目的の実現に向けて継続的に努力している。原則として毎週 1 回学内理事懇談会を、また、不定期ではあるが学内理事協議会を開催することにより、使命・目的の実現に向けた業務が推進されている。

「学校法人四国学院寄附行為」の定めにより、関係法令にのっとり法人及び大学運営がなされている。

人権に関する四つの委員会が設置され、人権への配慮、施策が講じられている。防災対策として「危機管理基本規程」をもとに、事象ごとに危機発生時の対応方法を明記した「学校における事故（災害）に対する危機管理マニュアル」が作成され、危機管理に対する意識の徹底が図られている。

教育情報及び財務情報は、ホームページ上に公開されている。また、大学ポर्टレートに参加し、情報提供を行っている。

3-2 理事会の機能

3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価結果】

基準項目 3-2 を満たしている。

【理由】

寄附行為に基づき、最高意思決定機関である理事会は適切に管理運営を行い、評議員会は諮問機関としての機能を果たし、意思決定を戦略的に実施する体制を整えている。

寄附行為において、理事会は理事長が招集すると定められており、年間に 7 回定期的開催され、法人業務に関する重要事項が審議されている。

併せて学内理事懇談会が毎週開催され、また、早急に対策が必要な案件については、学内理事協議会が開催されるなど、理事会の補佐体制として適切に機能している。

3-3 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

【評価結果】

基準項目 3-3 を満たしている。

【理由】

理事会からの付託とバックアップをもとに、恒常的意思決定の最重要事項は、学内理事協議会・懇談会において審議決定され、学長が大学行政最高責任者として、また、教学担当、総務担当、企画広報担当という三つの役割を明確にした複数の副学長の補佐のもと、部長会を中核として、意思決定と管理運営が展開されている。

加えて、部長会をはじめ、主要会議体では学長自らが議長を務め、教育研究活動における重要事項の討議・調整を行い、学内の各運営組織との連携を図りながら、適切に大学を運営している。

3-4 コミュニケーションとガバナンス

- 3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化
- 3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性
- 3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

【評価結果】

基準項目 3-4 を満たしている。

【理由】

法人部門の会議体である学内理事懇談会と、教学部門の会議体である部長会がそれぞれ連携し、法人の意思や教学の意見が反映されている。また、各会議には事務統括部長がメンバーとして出席しており、法人部門・大学部門・事務局の各部門間のコミュニケーションが良好に図られている。

寄附行為に基づき理事会と評議員会は適切に運営され、監事は公認会計士と連携を図りながら業務監査及び財務状況の監査を実施し適切に機能している。

リーダーシップにおいては、理事会方針に従い大学を統括する学長が中長期ビジョンを策定し、そのビジョンの実行に向けた取組みを教職員が一丸となり行っている。

大学協議会のもと、全教員と課長職以上の職員が構成メンバーである全学教学連絡会議が月1回開催され、意見を直接提出できる仕組みとなっており、ボトムアップ機能が確保できている。

3-5 業務執行体制の機能性

- 3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保
- 3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性
- 3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

【評価結果】

基準項目 3-5 を満たしている。

【理由】

業務執行については、「四国学院組織規程」に事務組織と職制、事務分掌、権限などが明確に定められ、規則に基づいた運営が行われている。

重要な案件は、教職員で構成される部長会を経て、事務統括部長から次長・各課長・各担当へ伝達指示され、共有認識のもとに業務が執行されている。

また、業務執行体制の確保を具現化するために、中長期計画推進本部「チェスナット・オフィス」を設置し、組織間で有機的連携を図り、体系的かつ横断的に業務執行できる体制を整えている。

職員の資質・能力の向上については、「職員の研修に関する規程」が定められており、規定されたもの以外にも、学内外の研修に参加している。特に学内では、「演劇ワークショップ」や「マイノリティ・ウィーク」など独自の取組みがなされている。

3-6 財務基盤と収支

3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価結果】

基準項目 3-6 を満たしている。

【理由】

平成 24(2012)年度に「D&D=知のポストモダン共同体」として中長期計画を策定、これに連動する中期骨格予算を作成し、財政基盤と収支バランスを維持するための具体的な目標を定めている。

平成 20(2008)年度から支出超過となっていた帰属収支差額は、人件費の圧縮や受託事業などの外部資金の獲得、経常費の節約などにより、平成 24(2012)年度からは収入超過となっている。人件費比率、教育研究経費比率、管理経費比率のいずれもバランスがとれる方向への取組みが行われており、安定した財政基盤が確保されつつある。

外部資金の獲得については、受託事業の推進、メンバー制の寄附金制度の新設、卒業生に対する寄附金募集、資産運用の積極的展開などさまざまな取組みが行われている。

3-7 会計

3-7-① 会計処理の適正な実施

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価結果】

基準項目 3-7 を満たしている。

【理由】

学校法人会計基準に基づき、経理に関する各種の規則を整備し、適切に会計処理が行わ

れている。会計システムは大学の組織に合わせたシステム化が行われており、経理関係 SD を実施するなど、各部署における会計処理にも努めている。

予算の執行に当たっては、経理規程、物件調達・管理・除却規程などの関係規則に基づき、適正に執行されている。

公認会計士による会計監査並びに監事による業務監査及び会計監査を受け厳正に運用されている。加えて、監事と公認会計士がそれぞれの役割を適切に担当し、かつ3か月ごとに事務統括部長及び事務統括次長による検証も行い、監査機能の充実・強化も図っている。

基準 4. 自己点検・評価

【評価結果】

基準 4 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

4-1 自己点検・評価の適切性

- 4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価
- 4-1-② 自己点検・評価体制の適切性
- 4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

【評価結果】

基準項目 4-1 を満たしている。

【理由】

大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価を行っている。平成 19(2007)年から組織的に自己点検・評価に取り組んでおり「自己点検・評価委員会に関する規程」第 2 条に定めるとおり、建学の精神に基づき、大学教学運営を含むあらゆる業務の点検と評価を適切に行っている。

実際の自己点検・評価に関わる業務は、「副学長会」「部課長会」「学内理事懇談会」を通じて毎週のように行われ、あらゆる問題について検証・対応を行っている。

第三者による評価については、自己点検・評価委員会により自己点検・評価が実施され、7年という期間の周期で評価を受けている。

4-2 自己点検・評価の誠実性

- 4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価
- 4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析
- 4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

【評価結果】

基準項目 4-2 を満たしている。

【理由】

「副学長会」「部課長会」が具体的案件を適切に取上げ、各部署にて策定された資料に基づき、十分な調査及びデータの収集と分析により自己点検を行っている。エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価が行われ、「部課長会」や学部長他幹部による部長会、全教員と管理職職員による全学教学連絡会議を通して、教職員に周知・共有されている。

4-3 自己点検・評価の有効性

4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

【評価結果】

基準項目 4-3 を満たしている。

【理由】

大学におけるあらゆる案件に対し、PDCA サイクルとして、毎週のように自己点検・評価が実行されている。この過程で、適宜、各種委員会、組織に点検評価及び評価内容を諮り、学内構成員に対する周知が行われている。これにより、自己点検・評価及び認証評価の結果を、教育研究をはじめ大学運営の改善・向上につなげる仕組みが構築されている。

学内関係者の相当数が自己点検・評価に関与する仕組みが構築されており、そのための機能的かつ効率的な運営が確立・実行されている。

大学独自の基準に対する概評

基準 A. 社会連携

A-1 大学の開放による社会連携

A-1-① 大学施設や主催行事の地域への開放、公開講座の開催等、大学が持っている物的・人的資源の社会への提供

A-2 大学と地域自治体との連携

A-2-① 大学と地域自治体との包括的連携・協力協定等の締結に基づく連携強化し、地域活性化促進と大学支援体制の確立

【概評】

大学の開放による社会連携では、「大学の施設や主催行事の地域への開放」と「大学公開講座等」の二つの側面において、地域の人々に好評をもって受入れられている。大学の物的・人的資源の社会への提供という観点からも、そのさまざまな取組みは、実に多くの社会貢献を行っており特筆すべき点である。

地域のスポーツ振興として野球グラウンド、サッカー場などの体育施設、文化振興として演劇活動を中心とした「ノトススタジオ」を地域へ開放している。大学が主催する「四国学院大学学長 Jr.CUP」は、香川県内のジュニアサッカーの促進支援を行っている。

また、中四国では初めてとなる演劇コースを設置し、その特色を生かし「子供向けダン

ストと演劇ワークショップ」や、その他多様な演劇・ダンスの公演を開催するなど、「ノトススタジオ」が有効に地域との連携を果たしている。

大学が開催する公開講座として、「四国学院大学 e-とびあ講座」「四国学院大学 w-とびあ講座」を開催し、大学の特色を生かした講座を市民に提供している。

大学と地域社会の連携が強化される中で、従来の各自治体との連携を強化整備するために、関係自治体（1 県 3 市 4 町）と順次包括的連携・協力協定を締結している。大学と各自治体が互惠の関係をもって発展を目指し、教員を派遣するなど具体的プログラムを実施しており、その内容や方向性は各地域自治体からも高く評価されている。

これらの大学開放とともに、大学主催行事への市民参加を促進し、地域における大学の役割を果たしており、多文化共生社会への理解を深めるための社会事業に取り組んでいる。また、地域連携を更に促進するため、学内に「四国学院大学リエゾン・センター」を設置している。

基準 B. 国際交流

B-1 学内・地域社会等での国際理解・国際交流等

B-1-① 交換留学（受け入れ）、国際学生セミナー、国際学術セミナー、国際テント等を通して学内・地域社会等で国際理解・国際交流を促進する

B-2 海外の姉妹校・学術交流協定校等での国際理解・国際交流等

B-2-① 交換留学（派遣）、短期語学文化研修、国際学術セミナー（派遣）

【概評】

海外の姉妹校や学術交流提携校等での国際理解や国際交流については、昭和 45(1970)年より交換留学生の受け入れが行われており、現在ではアメリカ 3 大学、韓国 4 大学、フィリピン 1 大学、フィンランド 1 大学と交換留学生制度が設けられ、年間 10 人程度の留学生が日本文化・日本事情を学んでいる。学生同士の交流については、現在実施されているプログラム「日韓国際学生セミナー」があり、隔年で姉妹校である韓南大学校からの学生が来日し、学内において約 1 週間学生と共同生活をする中で国際交流を図っている。教員同士の交流については、現在実施されている「日韓国際学術セミナー」があり、隔年で姉妹校である韓南大学校の教員とともに、一般公開セミナーとして研究成果発表の場を設けて学術交流を図っている。職員間の交流については、職員研修を姉妹校間で実施している。

また、平成 24(2012)年度より大学のキャンパスを中心に、学生、教職員、留学生、地域自治体、地域の国際交流団体からの参加者による国際交流イベント、「四国学院大学国際テント」を開催し、地域が一体となった国際交流のあり方を提案している。

授業としては、「フィールド・プラクティカム」や「現場実習」の科目において、海外における国際体験プログラムを含んだ学修を行っている。

